

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月三十日から施行する。

平成二十九年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

「第3-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い」を「
目次中
第3-8 本ガイドラインの見直しについて
第3-7 本ガイドラインの見直しについて」に改める。

「
生存する
当するも
— 当
該

第2の表項番①中

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【番号法第2条第3項、個人情報保護法第2条第1項】

※

、 図画若
方式その
いう。個
作られる
載され、
いて表さ
下同じ。
の情報と
識別する
二 個人
【番号法
※ 生存

個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該
のをいう。

情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書
しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁氣的
他人の知覚によつては認識することができない方式を
個人情報保護法第2条第2項第2号において同じ。）で
記録をいう。同法第18条第2項において同じ。）に記
若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用
れた一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以
）により特定の個人を識別することができるもの（他

に改め、同表項番②及び項番③中「第51条」を「

容易に照合することができ、それにより特定の個人を
ことができることとなるものを含む。))

識別符号が含まれるもの

第2条第3項、個人情報保護法第2条第1項】

する個人の個人番号は、個人識別符号に該当する（個
護法第2条第1項第2号及び第2項、「個人情報の保
る法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人
法施行令」という。）第1条第6号）。

第48条】¹ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
「個人情報保護法第1条参照」や「個人情報保護法第2条第1項第2号、番号法第2
条第8項」² ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
「個人情報保護法施行令」という。))」や「個人情報保護法施行令」³ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
項」⁴ ㉓ 「第1条」や「第3条」⁵ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
「第2条第4項」や「第2条第6項」⁶ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
「第2条第2項」や「第2条第4

第29条」や「第30条」及び「また、番号法においては、個人情報取扱事業者でない個人情報取扱事業者に対しても、特定個人情報に関しては、個人情報保護法に規定されている重要な保護措置に相当する規定を設けていることに留意する必要がある。具体的には、特定個人情報の目的外利用の制限（番号法第32条）、安全管理措置（同法第33条）及び特定個人情報を取り扱う従業者に対する監督義務（同法第34条）である。ただし、これらの規定は、番号法第35条各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が当該各号に定める特定の目的であるときには、適用されない。」

「個人情報保護法上の主務大臣が定めるガイドライン・指針等（以下「主務大臣のガイドライン等」という。）」や「個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等（以下「個人情報保護法ガイドライン等」という。）」

「第29条第3項、第32条」を「第30条第3項」及び「第28条」や「第29条」

「この場合において、」の並びに「行政機関等における」や「第36条」や「第33条」

「第37条第1項」や「第34条第1項」及び「第38条」や「第35条」

「主務大臣」や「個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供等した場合、委員

会」及び「第51条から第58条まで」を「第48条から第55条まで」及び「第59条」を「第56条」及び「第60条第1項」を「第57条第1項」に改める。

第3-4(3)の表頭番①中「第51条」を「第48条」に改め、同表頭番②中「第52条」を「第49条」及び「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第83条)」に改め、同表頭番③中「第53条」を「第50条」に改め、同表頭番④中「第54条」を「第51条」に改め、同表頭番⑤中「第55条」を「第52条」に改め、同表頭番⑥中「第56条」を「第53条」及び「第74条」を「第84条」に改め、同表頭番⑦中「第57条」を「第54条」及び「第75条」を「第85条」に改め、同表頭番⑧中「第58条」を「第55条」に改める。

第3-5及び第3-6中「主務大臣のガイドライン等」を「個人情報保護法ガイドライン等」に改める。

第3-6中「第28条の4」を「第29条の4」に改める。

第3-7を削り、第3-8を第3-7とする。

第4-1-1(1)第五中「第29条第3項、第32条」を「第30条第3項」に改める。

第4-1-1(1)B aの見出し中「第29条第3項」を「第30条第3項」に改め、「番号法第32条」を削る

、同B a中「事業者は、個人番号」を「個人情報取扱事業者は、個人番号」に改め、「相当の」を削る、同

Bの取組中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於ける。

第4-1-1(1)2の取組中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於ける「番号法第32条」や証券「第10条」の取組「激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づき金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）」や証券「第29条」の取組中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於ける「番号法第32条」や証券。

第4-1-1(2)取組及び●の取組中「第28条」や「第29条」に於ける。

第4-2-2(2)●の取組中「第33条、第34条」や証券「個人番号及び特定個人情報」や「個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報」及び「等、特定個人情報等」や「その他の特定個人情報等」及び「安全管理措置を講じなければならない」や「措置を講じなければならない」及び「安全管理措置が適切に講じられるよう」や「安全管理が図られるよう」に於ける。

第4-3-2(2)取組中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於ける。

第4-3-2(2)2の取組中「第28条、第29条第3項、第32条」や「第29条、第30条第3項」に於ける「個人データを」や証券「利用する」や「利用される個人データが当該特定の者に提供される」及び「第23条第4項

第3号]や「第23条第5項第3号」及び「第29条第3項」や「第30条第3項」に於ける。

第4-3-②Bの取組中「第14号」や「第15号」に於けるBの取組中「第7号」の取組「及び第8号」やBの取組中「行うものである。」の取組「また、同法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち同表の事務に準じて個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって委員会規則で定めるものが、その事務の内容に応じて委員会規則で定める個人番号利用事務実施者に対し、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報提供を行うものもある。」やBの取組中「第11号」や「第12号」に於けるBの取組中「第38条第1項」や「第35条第1項」に於けるBの取組中「第12号」や「第13号」に於けるBの取組中「第13号」や「第14号」に於ける。

第4-3-②Cの取組中「第25条」や「第28条」及び「開示の求め」や「開示の請求」及び「第26条」や「第29条」及び「訂正等の求め」や「訂正等の請求」及び「第27条」や「第30条」及び「利用停止等の求め」や「利用停止等の請求」及び「求めが行われた場合」や「請求が行われた場合」に於ける。

第4-3-③取組中「番号法 第20条」の次に「個人情報保護法 第19条」をBとする。

第4-3-3(3)ロ中「可能である」や「可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない(個人情報保護法第19条)」と定める。

第4-4歇中「第29条第3項」や「第30条第3項」は「第27条」や「第30条」と定める。

第4-4●の取組中「第29条第3項」や「第30条第3項」は「第27条第2項」や「第30条第3項及び第4項」に定める。ロ中「保有個人データである特定個人情報が、同条各号」や「本人は、個人情報取扱業者に対し、保有個人データである特定個人情報が同条各号」は「という理由により、本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた」や「ときは、当該特定個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。個人情報取扱業者は、当該請求を受けた」は「その求め」や「当該請求」と定める。

第4-5●の取組中「第26条、第27条」や「第27条、第28条」と定める。

第4-6中「事業者のうち、」や「必要がある」や「必要がある(番号法第30条第3項により個人情報保護法第16条第3項第3号及び第4号、第17条第2項並びに第23条から第26条までの規定は適用除

外)」に改める。

第4-6Ab中「相当の」を削る。

第4-6Bb中「電子的方式等で作られる記録」を「電磁的記録」に改める。

第4-6Cの見出し中「確保」を「確保等」に改め、回C中「保つ」の右に「とともに、利用する必要がなくなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する」を加える。

第4-6Dの見出し中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第4-6Eの見出し中「第24条」を「第27条」に、「第5条」を「第8条」に改め、回Ea中「利用停止等の求め」を「利用停止等の請求」に、「第5条」を「第8条」に改める。

第4-6Fの見出し中「第25条」を「第28条」に、「第6条」を「第9条」に改め、回Fcの見出し中「第3項」を「第4項」に改め、回Fbの見出し中「第2項」を「第3項」に改め、回Fa中「に基づき求められた」を「による請求に係る」に改め、「したとき」の右に「、又は当該保有個人データが存在しないとき」を加え、回Fbを回Fcとし、回Faの見出し中「第1項」を「第2項」に改め、回Fa中「本人か

はF a」に「を求められた」を「の請求を受けた」に改める。

第4-6 Lの見出し中「第31条」を「第35条」に改め、第4-6 Lを第4-6 Mとし、第4-6 Kの次に次のように加える。

L 事前の請求 (個人情報保護法第34条)

a 事前の請求 (第1項)

本人は、F a、G a又はH a若しくは第4-4 (第三者提供の停止に関する取扱い)の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

b みなす規定 (第2項)

aの請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

c 仮処分命令の申立てについての準用 (第3項)

a及びbの規定は、F a、G a又はH a若しくは第4-4 (第三者提供の停止に関する取扱い)の規

第4-7Bの見出し中「第23条」や「第23条、第26条」のほか、「第29条」の並びに、「第29条の2」や「第29条の2」や「第29条の2」
「情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は」
のほか、「第19条第7号」の並びに「又は第8号」や「情報提供者の」や「情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の」のほか。

第4-7Cの見出し中「第25条」や「第25条、第26条」並びに「情報提供者は、情報提供等事務」や「情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務」並びに「情報提供者が情報提供等事務」や「情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務」のほか。

第4-7Dの見出し、同D本文の規定、同Daから同Dgまでの見出し、同Dh本文の規定、同Dh①から同Dh③までの見出し、同Di本文の規定並びに同Di①及び同Di②の見出し中「第30条第4項」や「第31条第4項」のほか、「情報提供者」や「若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者」のほか、同Diの見出し中「第30条第4項」や「第31条第4項」のほか。

別添の箇条中「個人番号及び特定個人情報」や「個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも

含む。) 及び特定個人情報」並びに「主務大臣のガイドライン等」及び「個人情報保護法ガイドライン等」を改める。

別添の[2]本文中「主務大臣のガイドライン等」及び「個人情報保護法ガイドライン等」並びに[2] (注) を次のように改める。

(注) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者をいう。ただし、次に掲げる事業者を除く。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者

ここでいう「従業員」とは、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）における従業員をいい、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第20条の適用を受ける労働者に相当する者をいう。ただし、同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者は除く。

別添の2B中「取得する」や「取得」及び「利用を行う」や「利用」及び「保存する」や「保存」及び「提供を行う」や「提供」並びに「削除・廃棄を行う」や「削除・廃棄」に改める。

別添の2C中「運用状況」や「運用を行うとともに、その状況」及び「持出し」や「持ち運び」に改め、
「及び主務大臣等」や「又は事業所管大臣」並びに「及び」を「他部署等による監査を実施する」や「他部署等による監査を実施することが考えられる」に改める。

別添の2D中「研修等を行う」や「研修等を行うことが考えられる」に改める。

別添の2E中「保管する」や「保管することが考えられる」に改め、
「及び」及び「E」を次のように改める。

ｃ 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人番号が判明しないよう

、安全な方策を講ずる。

「持ち運ぶ」とは、特定個人情報等を管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、特定個人情報等の紛失・盗難等に留意する必要がある。

《手法の例示》

* 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法としては、持ち運ぶデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用等が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

* 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法としては、封緘、目隠しシールの貼付、追跡可能な移送手段の利用等が考えられる。

【中小規模事業者における対応方法】

- 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。

→ガイドライン第4-3-(3)B参照

個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

《手法の例示》

- * 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること等の復元不可能な手段を採用することが考えられる。
- * 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用することが考えられる。
- * 特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用することが考えられる。
- * 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築することが考えられる。
- * 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定め

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「事業者ガイドライン」という。）は、事業者が主として従業員等の個人番号を取り扱う事務を行うことを前提に作成されている。

一方、金融分野（個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野をいう。）における事業者（以下「金融機関」という。）は、番号法、「所得税法」（昭和40年法律第33号）等の規定により、税及び災害対策の分野において、顧客の個人番号を取り扱う事務も行うこととなる。

「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」は、事業者ガイドラインの別冊として、金融機関が金融業務に関連して顧客の個人番号を取り扱う事務において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

本別冊ガイドラインは、事業者ガイドラインの「第4 各論」に相当する部分を構成するものであり、「第1 はじめに」から「第3 総論」までについては、事業者ガイドラインを参照するものとする。また、金融機関が行う金融業務以外の業務については、事業者ガイドラインを適用するものとする。

本別冊ガイドラインの中で、「しなければならぬ」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、可能な限り対応することが望まれるものである。

※ 特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守することを前提としている。

別冊の「(1) 概要」第29条第3項、第32条」や「第30条第3項」を参照。

別冊の 1-1(1) B a の取次中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於て、「番号法第32条」を以て、
同 B a 中「相当の」を以て、同 B a の取次中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於て。

別冊の 1-1(1) 2 a の取次中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於て、「番号法第32条」を以て、「
第10条」の取次、「激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づき金銭の支払を行
うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）」や同 同 2 a
の取次中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於て、「番号法第32条」を以て。

別冊の 1-1(2) 激甚及び同 2 ● の取次中「第28条」や「第29条」に於て。

別冊の 2-2 ● の取次中「第33条、第34条」を以て、同 2 ● 中「個人番号及び特定個人情報」や「個
人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報」に「等、特定個人情報
等」や「その他の特定個人情報等」に「安全管理措置を講じなければならない」や「措置を講じなければ
ならない」に「安全管理措置が適切に講じられるよう」や「安全管理が図られるよう」に「金融庁」や
「個人情報保護委員会・金融庁」に於て。

別冊の 3-1(2) 激甚中「第29条第3項」や「第30条第3項」に於て。

別冊の3-②④中「第28条、第29条第3項、第32条」や「第29条、第30条第3項」及び「個人データを」や「利用する」や「利用される個人データが当該特定の者に提供される」及び「第23条第4項第3号」や「第23条第5項第3号」及び「第29条第3項」や「第30条第3項」及び「第30条第3項」。

別冊の3-②②Bの見出し中「第14号」や「第15号」及び「回Bの」の見出し中「第10号」や「第11号」に改め、回Beの見出し中「第11号」や「第12号」に改め、回Bの中「第38条第1項」や「第35条第1項」に改め、回Bfの見出し中「第12号」や「第13号」及び「回Bの」の見出し中「第13号」や「第14号」に改めらる。

別冊の3-②②C中「第25条」や「第28条」及び「開示の求め」や「開示の請求」及び「第26条」や「第29条」及び「訂正等の求め」や「訂正等の請求」及び「第27条」や「第30条」及び「利用停止等の求め」や「利用停止等の請求」及び「求めが行われた場合」や「請求が行われた場合」及び「求め」。

別冊の3-③③中「・番号法 第20条」の次に「・個人情報保護法 第19条」を記入。

別冊の3-③③●B中「可能である」や「可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保

護法第19条)」に於ける。

第4号の4の項「第29条第3項」や「第30条第3項」及び「第27条」や「第30条」に於ける。

第4号の4の項「第29条第3項」や「第30条第3項」及び「第27条第2項」や「第30条第3項及び第4項」に於ける「保有個人データである特定個人情報」や「本人は、個人情報取扱業者に対し、保有個人データである特定個人情報が同条各号」及び「という理由により、本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた」や「ときは、当該特定個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。個人情報取扱業者は、当該請求を受けた」及び「その求め」や「当該請求」に於ける。

第5号の5の項「第26条、第27条」や「第27条、第28条」に於ける。

第6号の6の項「必要がある」や「必要がある（番号法第30条第3項により個人情報保護法第16条第3項第3号及び第4号、第17条第2項並びに第23条から第26条までの規定は適用除外）」に於ける。

第7号の7の項「相当の」に於ける。

第8号の8の項「電子的方式等で作られる記録」や「電磁的記録」に於ける。

別冊の6Cの見出し中「確保」や「確保等」に於て、回C中「最新の内容に保つ」の字句「とともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する」を与える。

別冊の6Dの見出し中「第17条」や「第17条第1項」に於て、

別冊の6Eの見出し中「第24条」や「第27条」に、
「第5条」や「第8条」に於て、回Ea中「利用停止等の求め」や「利用停止等の請求」に、「第5条」や「第8条」に於て、

別冊の6Fの見出し中「第25条」や「第28条」に、「第6条」や「第9条」に於て、回Fの見出し中「第3項」や「第4項」に於て、回Fc中「aの本文」や「bの本文」に、「aの規定」や「a及びbの規定」に於て、回Fcや回Fロに、「回Fbの見出し中「第2項」や「第3項」に於て、回Fロ中「に基づき求められた」や「による請求に係る」に於て、「したとき」の字句「、又は当該保有個人データが存在しないとき」を加え、回Fbや回Fロに、「回Eaの見出し中「第1項」や「第2項」に於て、回Fロ中「本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた」や「aの規定による請求を受けた」に、「第6条」や「第9条」に於て、回Faや回Fbに、「回Eaに回Faより次のように加える。

a 事前の請求 (第 1 項)

本人は、F a、G a 又は H a 若しくは 4 (第三者提供の停止に関する取扱い) の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告とならべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告とならべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

b みなす規定 (第 2 項)

a の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

c 仮処分命令の申立てについての準用 (第 3 項)

a 及び b の規定は、F a、G a 又は H a 若しくは 4 (第三者提供の停止に関する取扱い) の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。